

香港における国際仲裁について

(前編)

Deacons

パートナー弁護士

ケリー・ルー



ケリーは香港とニュージーランドの事務弁護士資格を有する。ニュージーランドのオークランド大学で法学の学士号を取得し、香港市立大学で法学の修士号を取得し、10年以上にわたり、争議・非争議のIP問題について助言してきた。彼女の業務は幅広く、ブランド・クリアランスおよび商標戦略から、偽造防止、訴訟、広告および現地法の遵守、フランチャイズ、ライセンス供与、譲渡および販売契約を含む商用IPドキュメントにまで及ぶ。彼女はまた、データ・プライバシー監査、規制順守と戦略的アドバイス、プライバシー・コミッショナーによる調査、特にデータ侵害インシデントの処理など、データ・プライバシーのあらゆる側面についてアドバイスを提供している。

【概要】

仲裁は、将来の紛争を非公開で解決することができるとともに、当事者に対して最終的な拘束力のある決定を下すことができるため、契約当事者間の代替的紛争解決方法としての需要が高まっている。香港は、英語と中国語の2つの言語を用いる法制度、手続の柔軟性、世界150カ国以上での仲裁判断の執行可能性（外国仲裁判断の承認および執行に関するニューヨーク条約の適用による）など、多くの理由から世界有数の仲裁地としてよく知られている。前編では、1. 法的枠組、2. 仲裁合意、3. 仲裁手続、4. 仲裁における裁判所の援助、5. 仲裁で利用可能な救済策について述べる。また、後編（URL 追記予定）では6. 不服申立、7. 第三者資金提供、8. 知的財産権紛争の仲裁、9. 仲裁の強制力、10. 香港と中国本土の間の相互執行、11. 結論について述べる。

【詳細】

1. 法的枠組

香港で行われる仲裁は、UNCITRALモデル法に基づく仲裁条例（Arbitration Ordinance, Cap.609）¹（以下、「仲裁条例」）によって規定されている。2018年1月1日に発効した仲裁（改正）条例2017（Arbitration（Amendment）Ordinance 2017）²では、知的財産権に関する仲裁判断の執行の実用性は、各法域

¹ <https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap609>

² <https://www.gld.gov.hk/egazette/pdf/20172125/es1201721255.pdf>

によるものの、知的財産権紛争が仲裁可能であることが確認されている（後編、8. 知的財産権紛争の仲裁、参照）。さらに、2019年2月1日には、仲裁調停法（第三者資金提供）（改正）条例 2017（Arbitration and Mediation Legislation (Third Party Funding) (Amendment) Ordinance 2017）³が施行され、香港の仲裁における第三者資金提供が可能となった。

2. 仲裁合意

仲裁条例第 19 条第 1 項は、仲裁合意は書面でなければならないと定めている。さらに、仲裁条項の不明確な問題について争うことで時間と費用を無駄にすること、および仲裁条項の強制力がなくなるリスクを避けるため、当事者は、仲裁合意書において、準拠法、仲裁地、仲裁人の数（1 名または 3 名）、適用する仲裁規則の選択および仲裁手続の言語を明確に記載する必要がある。香港国際仲裁センター（HKIAC）⁴は仲裁合意書のサンプルを提供している（<https://www.hkiac.org/arbitration/model-clauses>）。このサンプルを利用するにあたって、当事者は、それぞれのニーズに合った修正を加えるために、法的助言を求めるべきである。

両当事者が仲裁に入ることに合意している場合、その合意を無視することはできない。両当事者の合意がない限り、一方の当事者が裁判所において他方の当事者に対して法的手続を開始することはできない。仲裁条例では、このような事態が生じた場合、他方の当事者は、仲裁を主張し開始された手続を停止するよう裁判所に請求することができる（仲裁条例第 20 条第 1 項）。裁判所が当事者に仲裁を付託した場合、裁判所は法的手続を停止する命令を出さなければならない（仲裁条例第 20 条第 5 項）。裁判所は、裁判手続を停止するか継続するかを決定する裁量権を持っている。ただし、次のような場合、すなわち、（a）当事者が紛争の内容に関する最初の陳述書を提出した場合、または（b）仲裁が有効でない（例えば、書面でな

³ <https://www.gld.gov.hk/egazette/pdf/20172125/es1201721256.pdf>

⁴ Hong Kong International Arbitration Centre、独立した、非営利仲裁機関 <https://www.hkiac.org/>

い、無効である、または履行不能である) 場合、訴訟手続の停止を拒否することができる(仲裁条例第 20 条第 1 項)。

3. 仲裁手続

3.1 仲裁手続を開始する方法

当事者の合意がある場合を除き、特定の紛争に関する仲裁手続は、被申立人が仲裁通知を受領した日に開始される(仲裁条例第 49 条第 1 項)。訴訟とは異なり、外国当事者への通知の海外送達のための特別な手続は必要ない。手続送達についての厳密な規則はなく、仲裁合意で別段の定めがない限り、通知をファクシミリまたは電子メールで送信することができる。また、仲裁通知に対する被申立人の回答期限は、仲裁通知の受理日から 30 日以内である(HKIAC 管理仲裁規則⁵5.1)。

3.2 手続規則とタイムテーブル

仲裁条例第 47 条には、当事者は、仲裁廷が手続を行う際に従うべき手続について自由に合意することができる旨記載されている。当事者間で合意がない場合、仲裁廷は自らが適切と考える方法で仲裁を行うことができる。いずれにせよ、仲裁廷は、当事者を平等に扱い、仲裁手続を実施する間、独立、公正、公平に行動しなければならない(仲裁条例第 46 条)。

一般に実務的には、当事者が、手続の次のステップのスケジュール(証人尋問や証拠開示の時期を含む)について互いに合意しようとするものの、合意できない場合、仲裁廷は、手続における次のステップのスケジュールについて適切な命令を行うことができる(HKIAC 管理仲裁規則 13.1、13.2)。

3.3 証拠

仲裁における証拠に関する厳格な規則はなく、当事者は証拠開示の条件および方法を自由に定めることができる。当事者間で合意または協議がなされなかった場合、仲裁廷は、仲裁条例第 47 条および第 56 条に基づく権限に基づき、文書の開示を

⁵ 2018 HKIAC Administered Arbitration Rules <https://www.hkiac.org/arbitration/rules-practice-notes/administered-arbitration-rules/hkiac-administered-2018-1#04>

命じることができる。一般的に、仲裁の当事者は、まず開示を行い、レッドフーンスケジュール(当事者が開示対象文書のカテゴリーを要求し回答するためのスケジュール表。その後、紛争が生じたカテゴリーについて仲裁廷が裁定する)を交換する。その後、提出された文書が不十分な場合、当事者は特定の証拠開示を請求することができる。ただし、裁判所に対する民事訴訟において提出する必要のない文書や証拠(例:特権文書)を提出するよう、仲裁廷は当事者に命じることができない(仲裁条例第56第9項)。

4. 仲裁における裁判所の援助

一般的に、裁判所は、仲裁条例に規定された状況を除き、仲裁手続に介入することはない。香港高等法院の第一審裁判所には、建設および仲裁リスト(The Construction and Arbitration List)という実務指示書(PRACTICE DIRECTION)⁶があり、仲裁条例の対象となる(仲裁条例または高等裁判所規則に由来する)申請を扱っている。前述のとおり、裁判所の介入の一例として、当事者が事前に仲裁契約に合意している場合、仲裁を優先して裁判手続を停止することが挙げられる(仲裁条例第20条)。

その他、裁判所が介入できる状況としては、証拠収集の支援(仲裁条例第55条)、(仲裁廷がまだ任命されていない場合の)仲裁手続開始期間延長の許可(仲裁条例第58条)、暫定的保護措置(差止命令等)の許可(仲裁条例第45条)などがある。裁判所は、当事者が法律上の問題について上訴する権利、または仲裁条例の別表2(後編、6.不服申立、参照)の4-6に基づく重大な不正を理由として仲裁判断に異議を申立てる権利を選択した場合、仲裁判断を無効にすることもできる(仲裁条例第81条)。

⁶ PRACTICE DIRECTION – 6.1 CONSTRUCTION AND ARBITRATION LIST
<https://legalref.judiciary.hk/lrs/common/pd/pdcontent.jsp?pdn=PD6.1.htm&lang=EN>
裁判所での建設紛争および仲裁に関連する申請に対処するためのもの

5. 仲裁で利用可能な救済策

5.1 暫定的な救済

仲裁条例第 35 条第 1 項は、仲裁廷に暫定的な救済を与える権限を与えている。たとえば、紛争に関連する証拠を保存したり、その後の裁定が満たされる可能性のある資産を保存したりできる。裁判所はまた、当事者が仲裁プロセスに害を及ぼすことを防ぐために、仮差止命令を与えることもできる。

仲裁合意で別段の定めがない限り、当事者は、要求された暫定措置の目的を妨げないように当事者に指示する仮命令の申請により、暫定措置を申請することができる（仲裁条例第 37 条）。これは、相手方への通知なしに一方的に行うことができる。しかし、中間措置の要求を相手方当事者に開示することは、措置の目的を阻害させるリスクがあることを仲裁廷に納得させなければならないため、一方的申請は高い基準を満たさなければならない（仲裁条例第 37 条第 2 項）。

裁判所が仮命令の申請を認めると、当該申請のすべての当事者に通知される。仮命令の執行が求められる当事者は、異議がある場合、できる限り早い時期にその理由を説明する機会が与えられる（仲裁条例第 38 条）。仮命令は、発効から 20 日後に失効するため、仲裁廷は、異議を審理した後、仮命令を採用または修正する暫定措置を発行することができる（仲裁条例第 38 条第 4 項）。

予備命令は裁定ではないため、裁判所による執行の対象にはならないが、それにもかかわらず、それは当事者を拘束するものとなる（仲裁条例第 38 条第 5 項）。上記で示唆したように、裁判所は、仲裁を支援する暫定措置（差止命令など）の命令を与えることもできる。

5.2 仲裁費用に対する保証

仲裁条例第 56 条第 1 項(a)に基づき、当事者間で別段の合意がない限り、仲裁廷は申立人に仲裁費用の保証を与えるよう命じることができる。当該命令が裁判所によってなされる場合、その期間は延長することができるが、仲裁廷は命令を遵守すべき期間を指定しなければならない（仲裁条例第 56 条第 3 項）。

一般に、香港裁判所では、原告が管轄内に資産を持っていることを証明できない限り、外国の原告に対して被申立人に対価の担保の提供を命じることができる⁷。仲裁手続では、仲裁廷は仲裁手続を規制する幅広い権限を有しており、仲裁条例第56条第1項(a)（申立人に仲裁費用の補償を要求する、としている）にもかかわらず、被申立人に対する費用の保証を命じることでもできるとしている。したがって、仲裁廷は、申立人が（a）香港以外に通常居住している自然人であるという理由だけで、必ずしも費用の保証を命じるとは限らず、（b）香港以外で設立された、または香港以外で集中管理または管理されている法人または団体、言い換えれば、外国人請求者が、香港以外の居住者であるという理由で不当に差別することもない（仲裁条例第56条第2項）。代わりに、費用に対する保証の要求が認められるためには、請求者の財政状態が非常に弱く、それに対する費用命令に応じる可能性が低いことを示さなければならない。これはまた、裁判所での訴訟よりも仲裁において費用の保証が認められることが少ないことを意味する⁸。

5.3 仲裁廷の権限

仲裁条例第70条は、仲裁廷は、紛争が民事訴訟の対象であった場合に裁判所が命ずることができる救済措置および救済を裁定するために、裁判所と同等の権限を有すると規定している。仲裁廷の権限は、救済措置が土地または土地に関する契約以外の裁定に制限される。

以下、6. 不服申立、7. 第三者資金提供、8. 知的財産権紛争の仲裁、9. 仲裁の強制力、10. 香港と中国本土の間の相互執行、11. 結論については、後編で述べる。

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）

⁷ Hong Kong Arbitration FAQs No.61
<https://www.hkiac.org/arbitration/why-hong-kong/hong-kong-arbitration-faqs#061>

⁸ Hong Kong Arbitration FAQs No.62
<https://www.hkiac.org/arbitration/why-hong-kong/hong-kong-arbitration-faqs#062>